

科学技術イノベーション創出に向けた
大学フェローシップ創設事業
Q & A

文部科学省 科学技術・学術政策局（令和3年度まで）
科学技術振興機構 科学技術イノベーション人材育成部（令和4年度から）
令和4年10月

（令和4年10月31日更新版）

【目次】

< 1. 事業全体について >.....	- 1 -
< 2. フェローシップ制度について >.....	- 1 -
< 3. キャリアパス支援制度 >.....	- 11 -
< 4. 申請関係 >.....	- 13 -
< 5. 審査関係 >.....	- 16 -
< 6. 経費関係 >.....	- 17 -

※ 本事業は、令和4年度より、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に造成された創発的研究推進基金からの助成事業として運用することから、本Q & A中に「補助」とあるのは、令和4年4月以降については、適宜「助成」に読み替えてください。

※※ 令和4年度からフェローシップ経費と事務経費との予算財源の移し替えを「充当」とし、事務経費内における各費目間の経費の期中用途変更を「流用」と定義することとしました。

< 1. 事業全体について >

Q1001 本事業の大学における担当部署はどこを想定しているか。

A 本事業の大学における担当部署を、JST で指定することはありません。各大学において適切に整理ください。

Q1002 これまでフェローシップ制度（研修奨励金等）のための取組を行っておらず、これから取組を開始しようとしている機関は、本事業への申請対象となるか。

A 本事業の申請対象となります。

Q1003 既に独自のフェローシップ制度を構築している機関についても、本事業への申請対象となるか。

A 本事業の申請対象となります。

Q1004 補助率 2 / 3 とあるが、残り 1 / 3 は大学負担か。その場合、大学負担分の財源に制限はあるか。

A 1 / 3 の大学負担分については、本来大学が支払うべきものであるかで判断いただければと存じます。例えば、現行の RA 経費や本事業以外の外部資金などを財源に充てていただくことは可能です。

ただし、授業料の援助が目的の予算（授業料免除、基金等による授業料を援助するための奨学金等）については、フェローシップが研究支援を目的にしており、授業料に対する援助を目的とはしていないことから、フェローシップの大学負担分 1 / 3 に充てることはできませんが、別途支給することは可能です。（→Q2005）

< 2. フェローシップ制度について >

Q2001 フェローシップ制度に関して、選考手続、受給資格、支給対象学生の義務、支給額等の内容等を盛り込んだ学内規程については、いつまでに定めれば良いか。

A 本事業の申請時までには少なくとも（案）を作成し申請書と併せて提出してください。大学におけるフェローシップ支給対象学生の審査までには規程を確定していただく必要があります。なお、学内規程に定める、フェローシップ支給対象学生が果たすべき義務の履行を確保するための対応については審査の際、評価の対象となります。

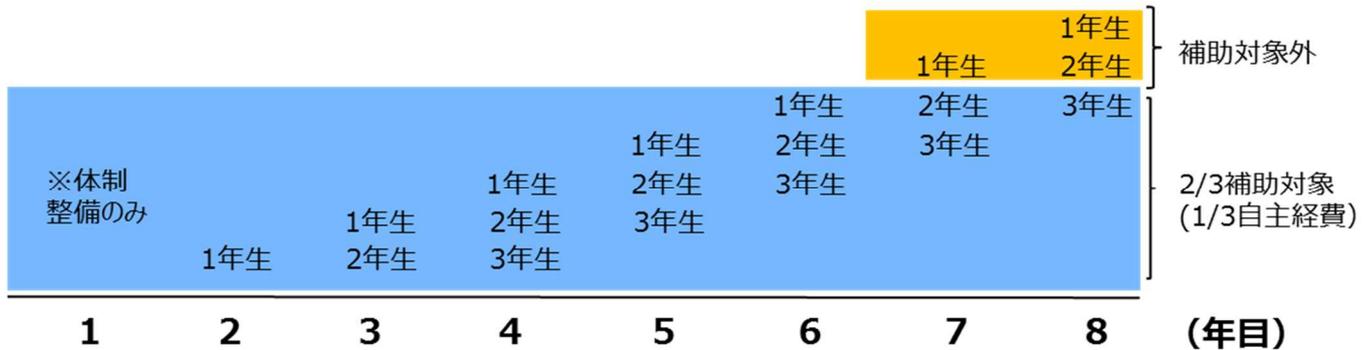
Q2002 就業規則も定める必要があるか。

A フェローシップ支給対象学生と大学の間には雇用関係はないため、フェローシップ支給に際しての就業規則は不要です。

Q2003 本事業で補助されるフェローシップ支給対象学生の推移はどのように考えればよいか。

A 本補助金で支援するフェローシップ支給対象学生は公募要領Ⅲ. 3. の通りですが、

各年度選考時点においても学年進行を考慮の上、同様にお考えいただければと存じます。例えば、①区分制の博士後期課程であれば、採択2年目の令和3年度対象者は令和3年4月1日時点で1年次相当（在学月数12ヶ月未満）がフェローシップ支給の対象となります。なお、原則、令和7年度の博士後期課程進学者までを支援します。



支給対象学生数の推移は上の図の通りです。例えば、区分制の博士後期課程において、年度ごとの新入生のうち30名を対象に3年間のフェローシップの支援を行う場合の支給対象学生数は、採択2年目（令和3年度）は、1年分で30名、3年目（令和4年度）は、30名ずつの2学年分として合計60名、4年目（令和5年度）以降は、30名ずつの3学年分として合計90名となります。なお、7年目（令和8年度）以降は、当該年度入学生は補助対象外となります。

なお、支給対象学生が休学したことにより支援中断期間がある場合（Q2017参照）や、当初計画していた春期採用枠を秋期入学者で補填した場合等により、後年度以降に各機関に定められた定員総枠を超過する期間が生じる場合でも、当該年度の予算内であれば補助対象とすることが可能です（Q2012参照）。

Q2004 フェローシップ支給に当たっては、どのような制限があるか。

A

【支給の制限を受けるもの】

国費により支援を受けている学生（独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている学生）、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受けている留学生は、いずれも重複支給はできません。

【支給の制限を受けないもの】

授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）については、各大学の判断により、フェローシップ経費と併せての受給が可能です。ただし、授業料の軽減等を目的とする助成金をフェローシップの大学負担分1/3に充てることはできません。また、研究活動に支障がない範囲のTAやアルバイトの実施、学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」を含む）、有償のインターンシップ等の報酬等の受取は可能ですが、こちらも大学負担分1/3に充てる

ことはできませんのでご留意ください。

なお、研究専念支援金は雑所得として課税対象となり所得税に関する確定申告が必要となります。(→Q2025)

Q2004-2 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金との重複受給は可能か。

A 本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。

なお、上記整理とは別に、給付型奨学金については JASSO において併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSO にも確認を取っていただくようお願いします。

Q2005 フェローシップ支給対象学生が、外部研究費等を受けて研究を行うことは可能か。

A 可能です。

Q2006 国や地方公共団体、民間助成団体等の研究費への応募や、クラウドファンディングで研究費を集めることは可能か。

A 可能です。受入研究機関が、学生に代わり研究費を管理する必要がありますので、受け入れに問題がないか規程を確認ください。

Q2007-1 4月入学以外の者は支援の対象となるか。

A 入学してからの在学月数が12ヶ月未満であれば、本補助金による3年間（ただし在学期間のみ）の支給は可能です。例えば、令和3年10月入学の博士後期課程学生についても、令和3年度のフェローシップ支給対象となります。なお、休学期間は在学月数に含みません。ただし、休学期間の合計が6ヶ月未満の場合には在学月数に加算し、申請資格の確認をします。

Q2007-2 フェローシップ支給対象学生は公募要領Ⅲ. 3. より、在学月数12ヶ月未満であることから、令和2年秋入学の学生は、支援の対象となるか。

A 支援の対象となりますが、フェローシップ制度開始以前の期間についてはフェローシップの支給は認められません。そのため令和2年秋入学者は、支援期間が3年間とならない（令和3年4月～令和5年秋まで）ことにご留意ください。

また、同様に令和7年秋入学の学生は、補助事業期間が令和9年度までとなるため、支援期間が3年とならない（令和7年秋～令和10年3月末まで）ことにご留意ください。

Q2008 他大学修士課程からの進学者もフェローシップの支給は可能か。

A 可能です。

Q2009 社会人の入学者はどこまで含まれるか。

A 令和4年度より、次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「SPRING」という。）と同様、社会人（学校基本調査における「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者）も支援対象とした上で、ただし所属企業等から十分な生活費相当額を受給可能な制度がある場合は支援の対象外とする取り扱いとします。なお、この取り扱いの趣旨を踏まえ、支援対象となる社会人学生の収入状況等については、各大学において十分に確認を行うようにしてください。判断に迷う場合には、個別にご相談ください。

（参考）SPRING Q&A

Q3-4 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。

A3-4 本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。各大学にて確認を行うようにしてください。

（令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。）

Q2009-2 所得制限の考え方について、基準があれば示していただきたい。

A 安定的・固定的な収入に該当しない、いわゆるアルバイト収入（典型的にはRA/TA業務によるもの）については、その額を問わず、本事業及びSPRINGによる支援の対象となります。他方、アルバイトのような臨時的・不安定な収入とは言い難い、例えば明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケースについては、支援できない場合もあるため個別に判断します（なお、後者の場合であっても、年間240万円未満の場合は支援対象として差し支えありませんので、ご注意ください）。なお、以上の収入要件とは別に、各大学における研究活動の実態等に照らし、博士課程学生としての研究や本事業における研究力向上・キャリアパス支援に関する取組に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトか安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められないこととなります。

（令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。）

Q2009-3 支援を受けるにあたり、不動産収入や生命保険の給付金といった、いわゆる不労所得による収入について何か制限はあるか。

A いわゆるストレートドクターが不労所得による収入源を有していても、本事業の支援対象として差し支えありません。他方、いわゆる社会人学生については、安定的に年間240万円以上の不動産収入があるような場合は対象とできないことがありますので、個別にご相談ください。なお、生命保険の給付金については重複受給とは扱いませんので、社会人学生が生命保険の給付金を受け取っていても、本事業の対象となります。

（令和4年2月10日更新）

Q2009-4 フェローシップ支給要件に年齢制限があるが、SPRINGと同様の取り扱いにならないのか。

A 令和4年度より、SPRINGと同様に、特段の年齢制限を設けないこととします。ただし、博士後期課程修了後のポストの確保・接続に向けた取組を含め、優秀な博士人材のキャリアパスの確立を目指す本事業の趣旨に鑑みて各大学において適切に学生を選抜するようにしてください。

(参考) SPRING Q&A

Q3-2 年齢の制限はあるか。例えば定年退職後に博士後期課程に入学したシニアの学生は対象となるか。

A3-2 年齢での制限はありません。ただし、採用した理由について、委員会もしくはJSTより確認を行う可能性があります。優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨に鑑みて学生を選抜してください。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

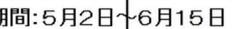
Q2010 留学生は支援の対象となるか。

A 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生を除く留学生は支援の対象です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により留学生が来日できない状態が続いている場合は、博士後期課程学生としての活動についての直接の確認・評価等を行うことが困難なため、原則として各機関における本事業による支援手続き等については中断し、来日の確認後から再開する等の対応を取っていただくこととなります。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

具体的には、入国後支援を開始する計画に基づき、研究専念支援金(生活費相当額)及び研究費の支給は渡日後から可能とします。支援予定の年度内に渡日できなかった場合、当該年度分を翌年度に支給することはできません。

また、留学生が一時帰国する場合は、日本国内に完全に不在となる月の研究専念支援金は支給できません。(研究費は、配賦済み予算のまま、一時帰国から戻った際には執行可能です。) 次の例示をご参照ください。

一時帰国期間			研究専念支援金の支給可否			備考
4月	5月	6月	4月	5月	6月	
帰国期間: 4月15日～6月15日 			○	×	○	5月は全日帰国しているため不可
帰国期間: 5月2日～6月15日 			○	○	○	
帰国期間: 5月2日～5月31日 			○	○	○	

(令和4年10月31日更新)

Q2011 フェローシップ支給対象学生の審査方法について決まりはあるか。

A フェローシップ支給対象学生の審査において、例えば「当該学生の研究内容を基に審査すること」のように、文部科学省が具体的な審査方法を示すことはありません。学内で整備した規程に則り、フェローシップ支給対象となる学生を公正に審査してください。審査時に学内規程(案)におけるフェローシップ支給対象学生の審査方針や審査体制等を確認します。

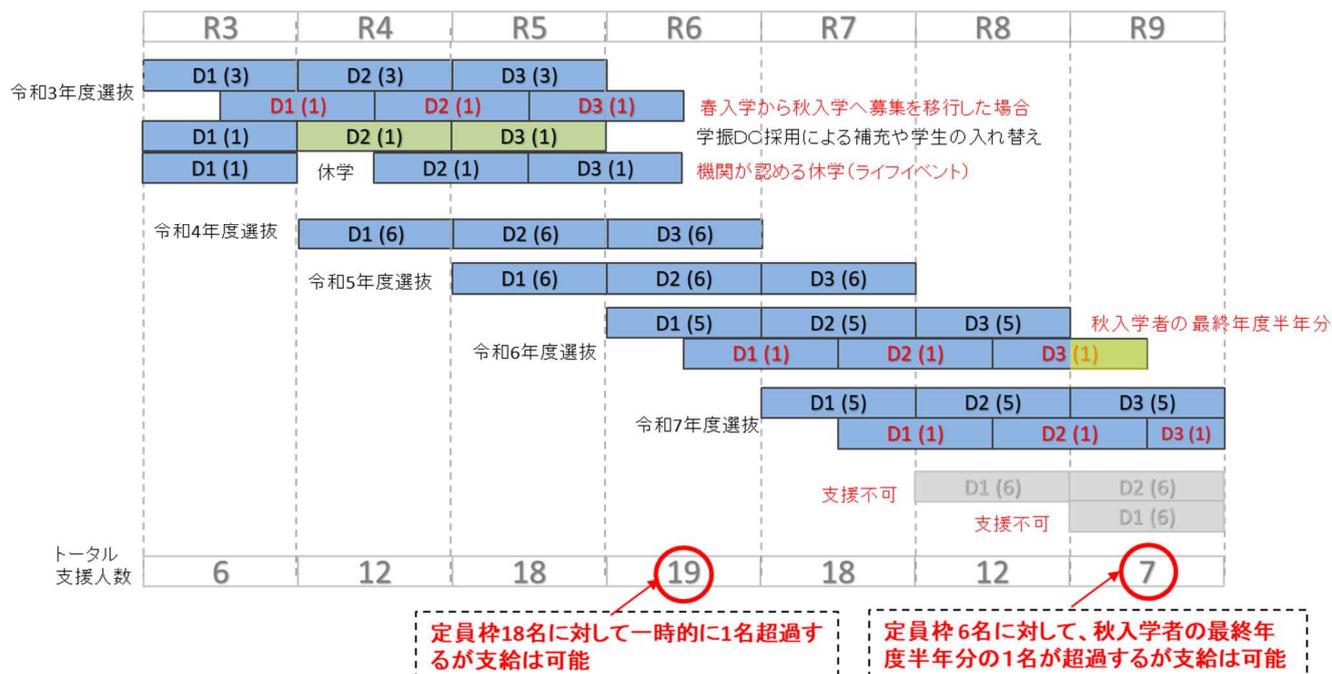
Q2012 フェローシップ支給対象学生数を申請時から変更しても良いか。

A 本補助金を充当できるフェローシップ支給対象学生数については、申請時の学生数から変更は原則認められません。申請時のフェローシップ支給対象学生数を変更せず、毎年度同じ学生数にフェローシップを支給してください。原則、フェローシップは同一の学生に対して3年間支給されます。例えば、1学年につき30人の支給対象学生数で申請し採択された場合は、毎年度、30人に対してフェローシップを支給していただくことを基本とします。なお、それ以上の学生に対して自己財源でフェローシップを実施することは可能ですが、事業外の取組となるので補助対象経費の1/3（学内負担分）に含めることは認められません。

なお、例えば秋入学の関係で半期ごとの支援人数が変更となる、又は年度途中で対象学生から離脱者が出るなどして、結果的に各学年の支援人数が一時的に変動することについては差し支えありません。

(令和4年2月10日更新)

令和4年度からの支援人数の例示（支援人数が6名の場合、（）の数字は支援人数）



Q2003 の通り、支給対象学生が休学後、復学した場合や、秋入学者の最終年度半年分による定員枠を超過する場合でも支援可能です。なお、本事業では、4年制の支給対象学生の支援期間も3年間です。

(令和4年10月31日更新)

Q2013 フェローシップ支給を中止する学生が生じた場合、新たにフェローシップ支給対象学生の募集をしても良いか。

A フェローシップ支給を中止する学生が生じた場合、予算の範囲内で、新たに募集し選考した学生に対するフェローシップ経費として充当することは可能です。しかし、本補助金で支出できるのは、フェローシップ支給対象であった学生が受ける予定であった3年間のフェローシップのうち、残りの年数分(研究費については前支給対象学生が使用し残っている額が規程に定める研究費月額相当よりも小さければ残額分)の範囲です。例えば令和3年4月に入学した学生が、令和4年9月末に退学した場合、残り1年半のフェローシップを他の学生に支給することは可能です。なお、令和4年度より、SPRINGと同様に、残りの年数の範囲内で、支援要件を満たす他の学年からの欠員補充も可能とします。

(参考) SPRING Q&A

Q5-4 研究奨励費(生活費相当額)及び研究費の支給を中止する学生が生じた場合、新たに支援対象学生の募集をしてもよいか。

A5-4 予算の範囲内で、新たに募集し選考した学生に対する研究奨励費(生活費相当額)及び研究費として充当することは可能です。ただし、本助成金で支出できるのは、支援対象であった学生が受ける予定であった3年間の研究奨励費(生活費相当額)及び研究費のうち、残りの年数分の範囲です。例えば令和4年4月に入学した学生が、令和5年9月末に退学した場合、残り1年半の研究奨励費(生活費相当額)及び研究費を、学内における適切な追加選抜等を行った上で、他の学生に支給することは可能です。なお、新たに支援対象とする学生は、支給を受けた研究費により遂行可能な研究計画を有するとともに、キャリア開発・育成コンテンツの提供を受けて修了時点で他の支援対象学生と同水準の資質能力の向上を図ることが期待できることを前提とします。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

Q2014 研究専念支援金について、支給額の上限はあるか。

A 本補助金によるフェローシップは、研究専念支援金と研究費で構成し、総額200万円~250万円の間に設定することを求めています。この範囲内で、なおかつ180万円以上で研究専念支援金を設定してください。研究専念支援金の支給額に上限はありませんが、フェローシップの全額を研究専念支援金とすることは認められません。

なお、本補助金以外の財源で、別途、学生に支給することは妨げません。

Q2015 機関内で異なる研究専念支援金、研究費の金額を設定することは可能か。

A 分野間で交付申請時に学生単価の範囲内で個別に設定することは可能です。例えば、同機関内でボトムアップ型は210万円(研究専念支援金180万、研究費30万)、分野指

定型（情報・A I）は240万（研究専念支援金210万、研究費30万）などと設定していただくことは可能です。また、学内での審査結果等を踏まえて、学生に対して個別に研究費の金額を設定することも可能です。一方、研究専念支援金については同額支給としてください。

ただし、年度途中において、研究費と生活費相当額間でそれぞれの予算財源を充当することは、正当な理由をもって変更交付申請を行わない限り認められません。

（令和4年2月10日更新）

Q2016 フェローシップ支給対象学生が留年した際は、引き続きフェローシップの対象となるか。

A フェローシップ支給対象学生に対する義務、要件等については機関の規程にて定めていただき、それに基づき執行するようにしてください。なお、1人の学生に対する本補助金による支援期間は3年間となっております。

Q2017 フェローシップ支給対象学生が休学した際も、各大学は引き続きフェローシップの対象とできるか。

A 原則として、学生が自己都合により休学した場合は、他事業と同様に、当該学生は本事業の対象資格を喪失します。ただし、例えば出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合に、各機関の判断で、支給を一時中断して復帰後に再開すること等を必ずしも妨げるものではありません。

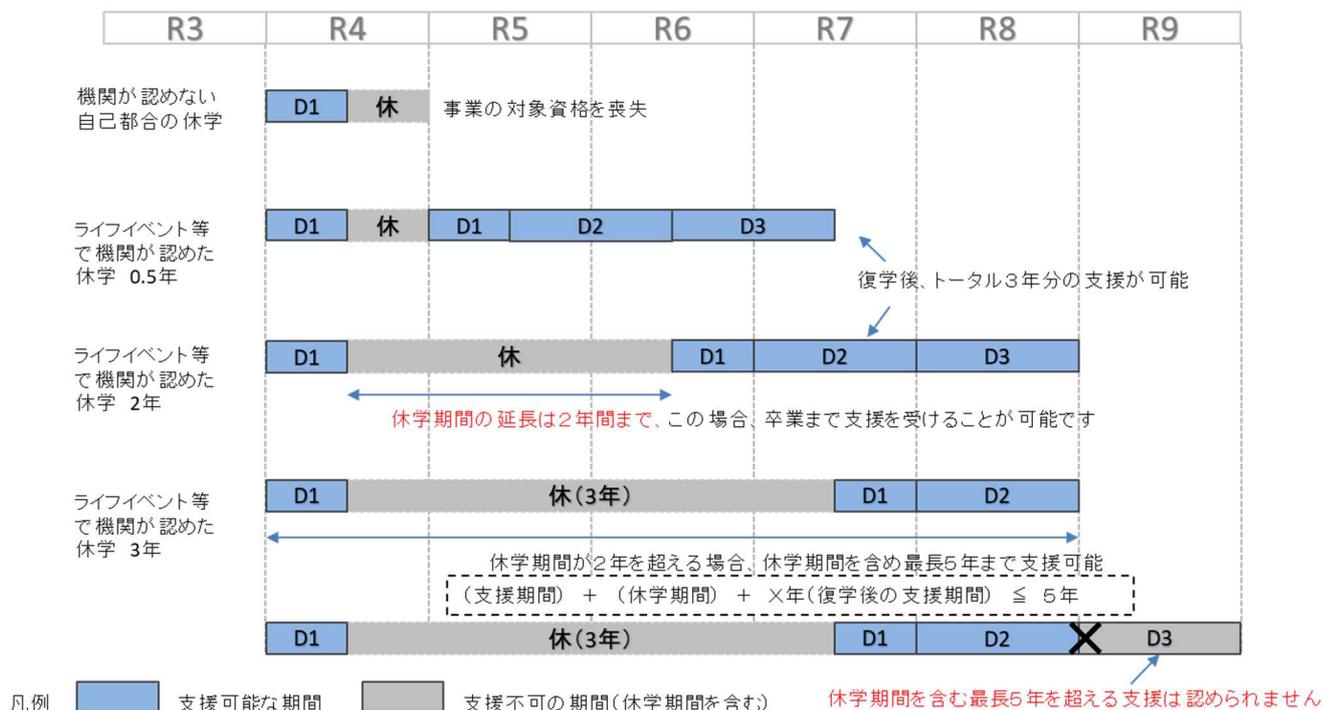
なお、支援中断期間中は、フェローシップ支援期間である3年間は進行しません。

ただし、休学期間が年度を跨ぐなど長期に及ぶ場合は、予算・財務会計制度上の問題が生ずることも考えられますので、具体の支給方法等については個別にご相談ください。

また、海外調査に携わるための一時休学など、当該学生がフェローシップ支給対象学生に対する義務を引き続き遂行できる状態であれば、そもそも支給を中断せず、継続してフェローシップ支給対象とする場合もあると考えられますので、各機関のフェローシップ支給規定において、休学者の支給資格等について適切に設定していただくこととなります。（状況の判断等に際して、不明な点が生じた場合には、個別にご相談ください。）

（令和4年2月10日更新）

補足説明 1 : 各機関がライフイベント等で認めた休学の場合の例示



休学期間を含め最長5年間まで支援が可能です。

補足説明 2 : 休学期間が含まれる場合の研究専念支援金と研究費の支給方法の例示

- ・ 研究専念支援金 : 年額 216 万円 (18 万円 × 12 ヶ月の月割り支給)
- ・ 研究費 : 年額 34 万円 (年単位での支給) の場合

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
休学 0.5年		D1 休	D1	D2	D3	復学後、トータル3年分の支援可能	
研究専念支援金 (月割り)		108万 (18万×6ヶ月)	108万 (18万×6ヶ月)	216万 (18万×12ヶ月)	216万 (18万×12ヶ月)		
研究費 (年額)		17万 (執行済)	17万	34万	34万	研究費は設定した上限の範囲内で決定することが可能。 (基本的に機関の規則に準ずる) 復学後の研究費は、休学前に使用した研究費を控除した残りの金額が年度毎に支給される。	
		21万 (執行済)	13万	34万	34万		

注) 上表はイメージを表したもので、年度ごとに支払う実際の金額とは異なります。

研究費は設定した上限の範囲内で決定することが可能です。(基本的に機関の規則に準じます) また、復学後の研究費は、休学前に使用した研究費を控除した残りの金額が年度毎に支給されることとなります。

(令和4年10月31日更新)

Q2018 フェローシップ支給対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A 必須ではございません。なお、事業の中間評価や事後評価において、学生の論文数等の研究の状況について評価対象とさせていただく場合があります。

Q2019 フェローシップ支給対象学生の公表方法・公表時期はどのようにすればよいのか。

A 学生がフェローシップの受給を開始するまでに、大学のホームページ等で公表してください。なお、公表がない場合、当該経費の支出が認められないことがあります。

Q2020 研究専念支援金を遡って支給することは可能か。

A 研究専念支援金は、原則一月毎もしくは二月毎に支給してください。ただし、令和3年度の初回の支給に限り、フェローシップ支給対象学生の審査終了後、例えば6月に4月と5月の2ヶ月分を遡って支給することは可能です。

Q2021 フェローシップ支給対象学生の審査を、令和3年度はいつまでに終わらせることが必要か。

A 4月入学者については、原則として、事業が開始する令和3年4月1日までの準備期間中に終わらせることが望ましいですが、少なくとも4月中には審査を終わらせるなど、フェローシップをスムーズに支給できるよう準備してください。

Q2021-2 令和4年度以降の新規支給対象学生の審査はいつまでに終わらせる必要があるか。

A 令和4年度以降の新規支給対象学生の選抜や交付申請については、当該年度の4月1日から学生への支援を開始できるよう、基本的に前年度内に行われることを想定しています。一方で、入学時期等の理由でこれにより難しい場合は、各大学において適宜後ろ倒しいただくことは差支えありません。ただし、博士後期課程に進学する優秀な人材の確保を図る本事業の趣旨に照らし、例えば、内定時期を2段階に分けたり、外部からの進学可能性のある者も含めて年度内に一括して応募を受け付け、進学しなかった場合は年度開始後に補欠合格者を充てる取り扱いとしたりするなど、様々な工夫をすることにより、新年度の開始を待つことなく、対象学生に対してできるだけ早期に「(仮に博士後期課程に進学すれば)支援を受けられる」という情報が届けられるようにご配慮いただくようお願いいたします。

(令和4年2月10日更新)

Q2022 フェローシップ支給対象学生数の下限が、1件につき6名/学年となっているが、実施に当たり、対象者が5名以下となった場合、どうすればよいか。

A 支給対象学生数は6名を下限にしておりますので、6名以上に支給することを前提に

対象専攻等も含めご検討いただくなど、継続的に対象者が下回らないような申請をするようにしてください。

Q2023 申請書に記載した申請対象専攻等以外の専攻に所属する学生を、フェローシップ支給対象学生として選考してもよいか。

A 原則、記載のない専攻からの応募学生は補助金の支援対象外です。そのため、可能性のある専攻は幅広く記載いただきますようお願いいたします。

Q2024 大学から学生にフェローシップを支給する際、必ず精算払いにしないといけないか。

A フェローシップのうち、研究専念支援金については、一月毎もしくは二月毎に学生の口座に振り込んでいただくことを想定しております。精算の必要はありません。

研究費については、大学で管理の上、使用分のみを精算払いいただくことを想定しておりますが、必ずしも精算払いに限定するものではありません。大学の規程に基づき適切に執行いただければ他の方法でも問題ありませんが、研究費の使途は、額の確定調査において確認の対象となりますので、大学が適切に管理いただきますよう、ご留意をお願いいたします。

Q2025 研究専念支援金について、使途の制限はあるか。

A 研究費と異なり、研究専念支援金については使途の制限はありません。(→Q6008)

このため、一般的な生活費のほか、研究に要する経費（教育研究機関である大学への入学金や授業料、研究のために使用する個人PC等の購入費など）に充当していただくことも問題ありません。

Q2026 新型コロナウイルスの影響により、日本に入国できない留学生に、外国送金で研究専念支援金を支給することは可能か。

また送金にかかる手数料を事務経費から支出することは可能か。

A Q2010 をご参照ください。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

Q2027 入国前の留学生にフェローシップを支給する場合は、本人からの合意を得ることを前提に、渡日後にまとめて支払うことを検討しているが、さしつかえないか。

A Q2010 をご参照ください。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

< 3. キャリアパス支援制度 >

Q3001 修了後のポストについて、フェローシップ支給対象学生全員分の目標・計画を策定する必要があるか。また、必ずそのポストに就かなければいけないか。

A フェローシップ支給対象学生のキャリアパス支援を本事業の目的のひとつとしている

ため、支給対象学生全員分のポスト確保・接続に向けた目標・計画を策定するようにしてください。なお、当初定めた目標以外のポストにフェローシップ支給対象学生が就くことを妨げるものではありません。

Q3002 修了後のポスト獲得支援は大学ポストに限定されないか。また、自大学では支給対象学生のうちどの程度の割合の数のポストの用意を想定すればよいか。

A 前段はそのとおりです。本事業では、自大学だけでなく他の研究機関や企業等の外部ポストや起業等を含めた修了後のポスト獲得支援を行っていただくことを想定しております。自大学で確保すべきポストの数については、具体的な目安は定めませんが、フェローシップ支給対象学生が何らかのポストに接続できるような支援体制を構築するようにしてください。

Q3003 自大学で確保するポストについては、教員ポストではなく、研究員等のポストでもよいか。

A 教員ポストでなくても構いません。

Q3004 インターンシップを実施する場合、当該機関間で秘密保持契約を結ぶ必要があるか。

A 本事業においては、インターンシップの実施に当たり、秘密保持契約を締結することを必須としていませんが、当該機関間での合意や取り決め等に従い、必要に応じて、当該契約を締結する等の対応を取った上で行ってください。

Q3005 共同研究を行うために、フェローシップ支給学生が研究中の傷害等に対応するための任意保険に個人的に加入した場合、その保険料を本補助金から支出することは可能か。

A 任意保険の保険料は、本補助金から支出することはできません。ただし、外部の研究者を連携機関で受け入れて共同研究を行うに当たり、連携機関が当該保険への加入を必須条件としている場合には、例外的に認めるものとします。

Q3006 「キャリアパス支援に関する取組」と「キャリアパスを確保する取組」のそれぞれに、同じような取組（企業でのインターンシップ等）が記載されているが、具体的にどう違うのか。

A 「キャリアパス支援に関する取組」は、学生の活動に対する支援をイメージしております。一方で、「キャリアパスを確保する取組」は、学生をポストに接続するための企業・関係機関との連携に係る取組をイメージしております。

インターンシップで考える場合、取組の例として、前者では、学生をインターンシップに参加させる仕組み作り等、後者では企業等からインターンシップの機会を提供いただくための働きかけ等が想定されます。

Q3007 フェローシップ事業の事務経費を使用して、フェローシップ支給対象学生と SPRING 支援対象学生のキャリアパス支援を一体的に行う取組等を行うことは可能か。

A フェローシップ事業の学生を対象としたキャリアパス支援の取組に SPRING の学生の参加を認めるといった運用は可能ですので、機関において対外的に説明可能な範囲内で柔軟にご活用ください。

(令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。)

< 4. 申請関係 >

Q4001 ボトムアップ型は複数の分野（研究領域）で申請が可能か（例えば、農水系の専攻から5名、人社系から5名など）。

A ボトムアップ型からの申請は1大学1件までです。1件の申請の中で複数の研究領域を関連させて申請することは可能です。

Q4002 ボトムアップ型ではどの程度まで分野（研究領域）を絞る必要があるのか。

A 特に範囲は指定いたしません。申請いただくフェローシップの構想やキャリアパス支援等を念頭に設定するようにしてください。

Q4003 分野指定型の分野として「情報・AI」「量子」とあるが、情報と量子どちらにも関係する研究についてはどちらで申請すべきか。

A 機関の整理次第です。なお、分野指定型の分野は、例えば、申請いただくフェローシップの構想やキャリアパス支援等を念頭に AI と工学など他の研究領域と関連させて申請することも可能です。

Q4004 申請書の提出後に、不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。

A 申請書の差し替えや修正は、原則として認められませんので、申請書に不備がないか、提出前に十分な確認をお願いします。

Q4005 補助金の執行に当たり、相談を行うことは可能か。

A 申請書の記入方法や補助金（令和4年度以降は助成金）の執行については、随時相談や質問を受け付けます。

【問い合わせ先】

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ
国立研究開発法人科学技術振興機構
科学技術イノベーション人材育成部 博士学生支援グループ
電話：03-5214-8451
E-mail：fellowship-jisedai@jst.go.jp

(令和4年2月10日更新)

Q4006-1 申請書1ページ目では「各項目1ページ程度に収まるように」とあるが、各項目とは「1.」「2.」といった項目のことで良いのか。

A 基本的に「1.」「2.」といった項目ごとに考えていただき、2. ①～⑦についてはまとめて2ページで、4. ①、②はまとめて1ページ程度で記載をお願いします。なお、他の項目についても「1ページ程度」としておりますので、もし2ページとなってしまったとしても要件不備とはしませんが、あまり分量が多くならないようご注意ください。

Q4006-2 申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。

A 文字数や行数を変更することは可能ですが、レイアウトの変更、特に列幅や記載項目の順番の変更は行わないでください。

Q4007 申請書はカラーで作成してもよいか。

A 申請書をカラーで作成することも可能ですが、審査等の際には白黒コピーで対応する可能性もあるため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。

Q4008 補助対象とは関係のない取組やそのための経費を含めて、申請書を作成することは可能か。

A 補助対象に関係のない取組やそのための経費については、申請内容に含めないでください。なお、補助対象ではあるが、自主経費で実施する取組については、申請内容に含めることは可能です。

Q4009 補助対象外の人件費は「自己負担額」に記載すればよいか。

A 国からの交付金等で予算措置がされている職員の人件費などの補助対象外の人件費は自己負担額には記載しないでください。

また、本事業にて雇用する研究者等の人件費については、本事業の対象となる活動以外に従事する場合であっても、本事業の目的達成に直接的もしくは間接的に資すると判断される活動であるものについては、一定の割合範囲内において助成対象経費として支出実績に計上することができるものとします。(当該人件費の特例的取り扱いを受ける特任教員等を、以下「人件費特例研究者」という。)

なお、人件費特例研究者は、本事業の企画、運営、支援等を行う特別の支援組織においてコーディネート業務に携わる特任教員等が該当し、他の競争的研究費等を活用して行う研究活動に関しては、本事業を財源とする従事時間を100%とした場合の30%を上限とします。

エフォート管理等に関する具体的な事務手続きに関しては、各機関の規程及び個別の労働契約に基づき適正に処理をしていただくとともに、「博士学生支援事業事務処理説明書＝補完版＝(科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業)」も併せてご確認ください。

(令和4年10月31日更新)

Q4010 補助金の交付の対象とならない経費（施設の建設・改修等）については、自己負担額として記載してもいいか。

A 施設の建設・改修等の補助金の交付の対象とはならない事項については、自己負担であっても記載しないでください。

Q4011 令和3年度以降の本事業における事務経費の補助上限額は、選定件数1件当たり18,000千円とあるが、これは選定件数1件当たり最大で18,000千円の手務経費が支援されるという理解でよいか。

A 令和3年度以降は補助率2/3としておりますので、補助対象経費上限18,000千円の手務経費のうち、補助金の限度額は2/3に当たる金額（12,000千円）となります。

なお、令和2年度準備事業については定額補助となっておりますので、選定件数1件当たり上限10,000千円を支援予定です。

Q4012 同一の専攻が複数の分野に重複して申請することは可能か。

A 同一の専攻であっても、最大でボトムアップ型1件と分野指定型の各分野1件、合計4件まで申請が可能です。ただし、同じ学生に複数のフェローシップを重複して支給することはできません。

Q4013 申請書様式2の4.①において、博士後期課程修了後のポストの具体的な目標を記載することになっているが、この人数の母数は1学年当たりの人数でよいか。

A 1学年当たりの人数を母数として記載ください。令和3年度のフェローシップ支給対象学生を念頭にご検討いただければと思います。

Q4014 学年ごとに異なる学生数で申請をしてもよいか。（例 令和5年度 1年生：30名、2年生：20名、3年生：10名）

A 同一のフェローシップにおいては、毎年度同じ数の支給対象学生を選定してください。（例 令和5年度 1年生：30名、2年生：30名、3年生：30名）

Q4015 申請書様式2について、4.①では「ポストの確保・接続のための取組」を、4.②では「キャリアパスを確保する取組」を記載することとされているが、具体的にどう違うのか。

A 混乱を招く記載となってしまっており申し訳ございません。これらは同じものを意味しておりますが、誤って重複して記載を求めておりました。このため、4.①では、博士後期課程修了後のポストについての具体的な目標のみを記載いただき、4.②で、そのキャリアパスを確保する取組を記載いただければと存じます。

Q4016 フェローシップ支給対象学生に令和2年秋入学の学生を含める場合、様式1の申請対象専攻等の令和3年度入学予定者数（見込）はどのように記載すればよいか。

A 令和2年度秋入学の学生を含めて申請する場合、入学予定者数は令和2年秋入学から令和3年秋入学の1年半の期間の入学予定者数を記載ください。また、その場合、但し書きで令和2年秋入学の学生を含むことと、その数も記載ください。

Q4017 本事業は令和4年度も公募による機関の新規採択を予定しているか。

A 現在のところ予定しておりませんが、既採択機関における取組状況のフォローアップ等を踏まえ、何らかの変更がある場合は、速やかに周知いたします。

< 5. 審査関係 >

Q5001 面接審査は、実施されるのか。

A 令和2年度中の審査は、書面審査を実施いたしました。ただし、必要に応じて面接審査を実施する場合があります。

Q5002 申請要件違反により審査対象とならなかった場合、その旨の連絡があるか。

A 申請要件違反のある申請を行った機関についても、審査の結果として通知します。申請書の提出に当たっては、申請要件違反とならないよう、提出前に十分な確認をお願いします。

Q5003 審査の観点「研究活動の強化を図る分野を明らかにした支援対象の設定」は、分野指定型とボトムアップ型どちらも対象か。

A 審査の観点「研究活動の強化を図る分野を明らかにした支援対象の設定がなされているか」は両タイプ共通の観点になっております。

Q5004 審査の結果、申請時の学生数から補助対象学生数を減らして選定することや、申請時の金額から減額して選定することはあるか。

A 基本的には、選定を行う場合は、申請時の学生数・金額どおりに選定する予定です。

Q5005 申請様式4「若手研究者支援の取組状況」について、どのような取組が想定されるか。

A 本事業において、学内フェローシップとキャリアパス支援を一体的に実施するに当たり、これまでの若手研究者（博士後期課程学生含む）支援に関する取組状況を記載いただきますが、関連する調査研究や各種補助金による取組など、全学又は部局等の一部で行う、若手研究者の研究活動の支援や研究力の向上に資する取組などを想定しています。例えば、若手研究者を対象としたキャリア形成や研究力向上のための研修等の実施など、各機関の実情に応じて実施している取組や、卓越研究員事業によるポスト提示と採用実績等があるようでしたら記載してください。

Q5006 本事業への申請に際し、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人の中期目標・中期計画」に定めている数値目標より高い数値目標を設定してもよいか。

A 本事業への申請に際して、中期目標・中期計画に定められている数値目標より高い意欲的かつ達成可能な数値目標を設定することは可能です。なお、本事業への申請後における直近の中期計画等の改定（次期中期目標・中期計画の策定を含む。）の際、申請書に記載された本事業に係る目標や行動計画と整合するよう対応してください。

< 6. 経費関係 >

Q6001 補助事業の実施に当たって留意する点はあるか。

A 補助事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」、「科学技術人材育成費補助金取扱要領」及び各事業の公募要領に基づき、適切に実施する必要があります。

本補助金を本補助事業以外の目的で使用するなど、不適切な執行が発覚した場合には、選定の取消を含め、厳格に対処することとなりますので、十分ご留意願います。

令和4年度から、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の対象からは外れましたが、引き続き、不適切な処理に関しては厳正な対処を行って参りますので、ご留意願います。

（令和4年10月31日更新）

Q6002 フェローシップ経費のうち研究費も補助対象として認められているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に基づく措置の対象となるのか。

A 標記ガイドラインに基づく措置を準用するため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合には、補助金の交付決定の取消、変更、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

Q6003 交付は選定分野ごとに行われるのか。共通の事務経費の使途の制限はあるか。

A 併せて交付決定を行うので、分野間にまたがる共通事務経費も按分することなく充当可能です。

Q6004 フェローシップ経費への事務経費予算財源の充当は可能か。

A 事務経費の一部について、フェローシップ経費（ただし研究専念支援金に限る。）として支出できる場合がありますので、希望する機関は令和4年度交付申請において、その額を算出してください。

（令和4年2月10日更新。なお、更新された部分については、令和4年度からの取り扱いとします。）

Q6005 選定分野間のフェローシップ経費予算財源の充当は可能か。

A 充当はできません。補助金で充当できる支給対象学生数は申請当初に計画していた学生数です。

Q6006 当初計画時からの費目間の流用はどの程度可能か。

A 「博士学生支援事業事務処理説明書=補完版=(科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業)」の通り、事務経費の総額の30%又は300万円以上の変更はできません。そのような変更が生じる見込みがある場合は変更承認申請書を提出頂く必要があるため、事前にJSTまでご相談ください。また、フェローシップ経費については、交付決定当初から費目別に計上を行わないことから、この条項については事務経費のみに適用します。

経費間の予算財源の充当については以下の点にご留意ください。

- ・事務経費とフェローシップ経費（研究専念支援金+研究費）間の充当はできません。
- ・例外として、令和4年度交付申請時に送付した「事務連絡（別添2）調書作成留意点」の（1）に記載している通り、令和4年度交付申請より事務経費にフェローシップ経費（研究専念支援金に限る）を計上することは可能です。
- ・研究専念支援金と研究費間の予算財源の充当は双方ともできません。

<p>事務経費</p> <p>↑</p> <p>令和4年度より事務経費に研究専念支援金の計上を認めた</p> <p>↓</p> <p>フェローシップ経費</p> <p>研究専念支援金(生活費相当) + 研究費</p> <p>↑</p> <p>↓</p> <p>充当は不可</p>	<p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>助成対象経費</p>	<p>追加の自己資金</p> <p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>助成対象経費</p>	<p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>減額された助成対象経費</p>
	<p>交付申請決定額 助成金上限が2/3 残り1/3は自己資金で賄う</p>	<p>経費が増えた場合 助成金は交付決定額を維持し、超過分は追加の自己資金で賄う</p>	<p>経費が減った場合 減額された助成対象経費に対して2/3が助成金、残りの1/3が自己資金</p>
<p>充当は不可</p>	<p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>助成対象経費</p>	<p>追加の自己資金</p> <p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>助成対象経費</p>	<p>1/3 自己資金</p> <p>2/3 助成金</p> <p>減額された助成対象経費</p>
	<p>交付申請決定額 助成金上限が2/3 残り1/3は自己資金で賄う</p>	<p>経費が増えた場合 助成金は交付決定額を維持し、超過分は追加の自己資金で賄う 機関独自で増額したケース</p>	<p>経費が減った場合 減額された助成対象経費に対して2/3が助成金、残りの1/3が自己資金 辞退や渡日困難などの未払いケース</p>

(令和4年10月31日更新)

Q6007 フェローシップ経費のうち研究費の管理はどうすればいいか。

A 研究費については、機関において管理ください。また、使用に際して JST が用途の指定は行いませんが、学生の研究活動に資する用途に使用ください。なお、未使用分については返還の対象となりますのでご注意ください。

Q6008 フェローシップ経費のうち研究専念支援金の管理はどうすればいいか。

A 研究専念支援金については、受入機関から直接、フェローシップ支給対象学生にお支払いいただきますが、JST が行う確認時には規則に基づいて支出が行われているかの確認に留まり、学生にお支払いして以降の経費の使用については確認を行いません。用途についての制限はなく、未使用分についても返還の対象にはなりません。受入機関にて適切に確認願います。(→Q2025)

Q6009 フェローシップ支給対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるのか。

A フェローシップのうち研究専念支援金は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）の方にお伝えいただき、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等のご担当者までお問い合わせください。また、所得税における扶養の扱いについては、お近くの税務署までお問い合わせください。

Q6010 フェローシップ支給対象学生の社会保険、年金の扱いはどうなるか。

A フェローシップ支給対象学生と大学間に雇用関係はないので加入は求めません。必要があれば学生各自で加入手続きを取ってください。

Q6011 フェローシップによる収入は所得税、住民税の対象となるか。

A フェローシップのうち研究専念支援金は、雑所得と扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。確定申告が必要となることを学生に対して十分に周知するとともに、大学は適切な対応を行うようにしてください。

Q6012 年度途中でフェローシップ支給を受ける場合、および打ち切る場合の支給額について決まりはあるか。

A フェローシップのうち研究費は支給資格を得た日から取りやめとなった日までの使用分までは補助金の充当が可能です。研究専念支援金については、支給資格を得た日以前、また取りやめ以降分の支給は行わないでください。なお、機関規定に基づき支払日を定めていただきますが、機関による定めがない場合には、返還額は例えば以下の通り設定ください。既に学生に支給を行っている場合は返還の義務があります。

例)

区分	減額の基準
月の1日から15日までに受給資格が得られた場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降に受給資格が得られた場合	当該月分の1/2の額を減額
月の1日から15日までに受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の1/2の額を減額
月の最終日に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

Q6013 フェローシップ支給対象学生が共同研究を行っているグループで使用する設備の購入費に、フェローシップ経費の研究費を充当することは可能か。

A フェローシップ支給対象学生が使用する共通設備の購入費にフェローシップ経費の研究費を充当することは一定の要件のもと可能ですが、【様式A】「合算使用申請書」が必要となります。なお、本助成金により購入等した設備備品等については、助成事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとしています。これらが困難になるような経費の合算使用による設備備品等の購入等はできませんので、ご注意ください。

(令和4年10月31日更新)

Q6014 補助金の交付期間の最終年度の翌年度目以降は、どのような取扱いになるのか。

A 本事業においては、各機関による自主的な取組としての定着を図ることを念頭においています。このため、少なくとも補助事業期間中は、自主経費により取組を継続実施していただく必要があります。また、補助事業期間中は、毎年度、本事業に係る取組の内容や成果等を記載した書類を提出していただく必要があります。

Q6015 大学の自己負担部分（支援対象額の1/3）について、フェローシップ支給対象学生全体の2/3の人数の学生は補助金からのみ支給して、全体の1/3の人数の学生は大学自己負担の経費から支給するという対応は可能か。

A 補助金は総額の2/3を支援することとしており、自己負担部分について特に指定はしていません。そのため、学生によって補助金から支給する学生と大学自己負担部分から支給する学生に分けることでも、それぞれの学生に対して2/3にあたる額を補助金、1/3にあたる額を大学自己負担部分から支給することでも、どちらの整理でも可能です。

Q6016 送金における手数料（振込手数料等）の支出は可能か？

A 支出は認められません。ただし、当該助成事業の研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に当該助成事業費にて計上することも可能と考えられますので、実施機関で適切に判断を行ってください。

(令和4年10月31日更新)

Q6017 海外留学時に研究専念金及び研究費の支給は可能か。

A 実施機関においてフェローシップ支給対象学生に課す義務を果たしていることが確認できるのであれば、研究専念支援金及び研究費の支給は可能です。ただし送金手数料は支給できません(→Q6016)。不明な点が生じた場合には個別にご相談ください。

(令和4年10月31日更新(追加))